(主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)

第四百五十八条の次に次の二条を加える。

があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する第四百五十八条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求 の残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。 利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれら

(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

第四百五十八条の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、 債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければ

2 かったとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができない。 の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しな 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

た主たる債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額)の」に改め、同条の次に次の一条を加 して」を「対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅し し、」を削り、「消滅させるべき行為」を「消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)」に、「対 第四百五十九条第一項中「過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は」及び「を

(委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権)

第四百五十九条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の 行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相の当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅 弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がそ によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 行為をしたとしても避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。 前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅

官

3 第四百六十条第三号を次のように改める。 第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使することができない。

保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき

第四百六十二条第一項を次のように改める。 第四百六十一条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第四百五十九条の二第一項の規定は、 行為をした場合について準用する 主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消

第四百六十二条に次の一項を加える。

3 消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。 第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の

第四百六十三条を次のように改める。

(通知を怠った保証人の求償の制限等)

第四百六十三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあ らかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することがで 人に対抗したときは、その保証人は、 きた事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその保証 を請求することができる。 債権者に対し、 相殺によって消滅すべきであった債務の履行

をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたとき は、 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為 その保証人は、 その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる

17

たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。 たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、 人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保 主

第三編第一章第三節第四款第二目の目名を次のように改める。

第二目 個人根保証契約

という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下 債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務 法人でないもの(以下「個人根保証契約」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項及び第三項中 「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改める。 第四百六十五条の二の見出しを「(個人根保証契約の保証人の責任等)」に改め、 「貸金等根保証契約」を「保証人が (以下「貸金等債務」 同条第一項中「その

条第二項から第四項までの規定中「貸金等根保証契約」を「個人貸金等根保証契約」に改める。 金等根保証契約」という。)に」に、「貸金等根保証契約の」を「個人貸金等根保証契約の」に改め、同引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(以下「個人貸 金等根保証契約に」を「個人根保証契約であってその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割第四百六十五条の三の見出しを「(個人貸金等根保証契約の元本確定期日)」に改め、同条第一項中「貸 金等根保証契約」という。)に」に、「貸金等根保証契約の」を「個人貸金等根保証契約の」に改め、

証契約」を「個人根保証契約」に改め、同条に次のただし書を加える。 第四百六十五条の四の見出しを「(個人根保証契約の元本の確定事由)」に改め、同条中「貸金等根保

に限る。 ただし、 第一号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったとき

る債務者又は」を削り、同条に次の一項を加える。第四百六十五条の四第一号中「主たる債務者又は」を削り、 ただし書を削り、 同条第二号中 主た

2 始があったときに限る。 合にも確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあっては、 前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場 強制執行又は担保権の実行の手続の開

は担保権の実行を申し立てたとき。 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又

二 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき

第四百六十五条の五を次のように改める。

(保証人が法人である根保証契約の求償権)

第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証契約において、第四百六十五条の二第一項に規定す を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。 る極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務

2 条の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、そ その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、 の根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、 いて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものに お

3 に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、 前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権 適用しない。

第三編第一章第三節第四款に次の一目を加える。

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則

(公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務 の締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、そ 思を表示していなければ、 その効力を生じない。